

議案第 62 号

多可町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

多可町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第
1 号の規定により、議決を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年多可町条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表議長の項議員報酬の額の欄中「330,000円」を「373,000円」に改め、同表副議長の項議員報酬の額の欄中「240,000円」を「283,000円」に改め、同表議員の項議員報酬の額の欄中「215,000円」を「258,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後最初にその期日を告示される一般選挙による改選後の多可町議会議員の任期が始まる日から施行する。

多可町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表

現 行			改 正		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分	議員報酬の額		区分	議員報酬の額	
議長	月額	330,000円	議長	月額	373,000円
副議長	月額	240,000円	副議長	月額	283,000円
議員	月額	215,000円	議員	月額	258,000円